

大きな安心 ビッグスリー!!

越教組ニュース

全教共済

今回は、助け合い共済「全教共済」の紹介です。教職員がお互いに助け合うことを目的としているため、「もうけ」を出すことを考えていません。そのため民間保険会社ではできない補償を実現。

何となくでも「総合共済」。月々六〇〇円の掛け金で、左下表の給付。そして退職時には全額戻ってくる制度です。今時どこの保険会社でも、これほど充実した利子を付けるところはありませぬ。

それ以外にも、教員が勤務中の事故で個人的に訴えられた際に、組合や弁護士とも協力して教職員を守る「教職員賠償責任共済」が月一〇〇円。

また、自転車で怪我をさせたなど、日常生活における法律上の賠償責任から家族全員を守る「くらしの賠償責任共済」は、なんと月一四〇円。ぜひ加入しましょう。

1 **総合共済** 月600円
全国の仲間の支え でお祝い、お見舞給付

2 **教職員賠償責任共済** 月110円
業務中のまさかに備える 最高5,000万円補償

3 **くらしの賠償責任共済** 月140円
日常生活のまさかに備える 国内無制限万円補償 (示談代行付)

総合共済 毎月15日締切、翌月1日加入 全国の仲間の助け合い 月600円の掛金!

たとえば...

- 就職: 1万円
- 結婚: 1万円
- 出産(2人目): 5万円
- 自然災害: 1万円
- 退職: 加入から35年の場合 252,000円 (退職給付として)
- 結婚満15年: 2万円
- 30日以上 の病休: 1万円
- 出産: 5万円

掛金総額が給付されます!

お祝い給付	お見舞給付
●結婚したとき...1万円	●本人が亡くなったとき...10万円+遺族給付(国庫全額)
●出産したとき...5万円	●配偶者が亡くなったとき...3万円
●結婚記念日に...2万円 (満15年・25年・35年のいずれか1回)	●子どもが亡くなったとき...2万円 (未育・未就学 25歳未満)
●独身の方に...2万円 (加入期間10年以上かつ40歳以上の 独居で暮らす方を対象としたこの給付あり)	●親が亡くなったとき...1万円 (実父母・義父母・寡父母を指しません。2回まで)
	●病気療養見舞金...1万円 (1歳以上30日以上病欠欠、ただし給付は1年に1回)
	●火災見舞金...最高10万円
	●自然災害見舞金 (地震災害を除く) 全壊・流失...10万円 半壊...5万円 (全壊半壊の大規模半壊、30cm以上の床上浸水による) (火災・水災のみ)
	●部分給付 (30cm未満の床上浸水または床上下浸水による浸水のみ) 1万円
	●救助法適用見舞金...5万円

教職員の生活を丸ごとサポート

●申込・ご相談は

埼玉県教職員共済会

〒330-0063 さいたま市瀬戸区高砂8-12-24 埼玉教育会館5F

TEL 048-824-2759

FAX 048-824-2619

Email: saikyouso@kyouiku-net.org

越谷市教職員組合 ホームページ



県内35人学級選択校

埼玉県では23自治体47校で小学校3年生で35人学級を選択。対象校の何パーセントになるかは分からないが、現場からは少人数指導よりも少人数学級を実現したいという要求が一定程度あると言える数字です。

越教組は、昨年度末に、対象校が35人学級を選択した場合にはその選択を尊重するように申し入れ

をしました。市教委は、「準備が間に合わない。新たな加配が見込めない」と学校に選択をさせませんでした。

来年度こそは、各学校の選択を尊重し、少人数指導を実施したい学校は少人数学級を、35人学級を実施したい学校は35人学級を実現してほしいものです。来年度に向け、今から準備をするならば、間に合わなかったということもないでしょう。

事務所	市町名	校数
南部	川口市	2
	戸田市	1
	草加市	6
	新座市	4
	鴻巣市	1
	北本市	1
西部	桶川市	1
	川越市	3
	入間市	1
	富士見市	1
北部	東松山市	1
	小鹿野町	1
	本庄市	2
	上里町	1
	熊谷市	1
	深谷市	1
東部	行田市	2
	加須市	5
	蓮田市	2
	久喜市	2
	松伏町	1
	吉川市	1
	三郷市	6
合計	23自治体	47

調整と仕事の絶対量

何度か時間外労働を問題にして来たが、取り組みを始めた学校がありません。

月予定で時間外勤務に当たるものを一覧に書き出し、職員室内に掲示します。そこに、学年や分掌から出された時間外勤務の申請で校長に認められたものを書き足していきます。ここまでは、教頭先生の仕事。長期休業中の動静一覧をイメージしてもらおうといひでしょう。

一覽に書き出されたものを個々人が自分の割振り変更簿に記入し、後に

それを見て調整を取得します。

一見、この取り組み、働き方改革が進んだように思えますが、実態は何も変わっていません。仕事の絶対量がかわらないので、調整が取れず、取れば取ったで、仕事が後ろに回るだけだからです。管理職からは、「勤務時間を短く」という号令がかけられる一方、仕事量は減らない。だから、数字だけ申告する。それを見て、減ったから、次は変形労働時間制。この悪循環をどこかで断ち切らないといけません。